

福井市公園管理刈払機等購入補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公園等の除草作業を住民主体で実施できる環境を整備し、地域の良好な環境の維持を支援することを目的とする。また、福井市公園管理刈払機等購入補助金の交付に関しては、福井市補助金等交付規則（昭和48年規則11号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）公園等 福井市建設部公園課が管理する公園及び緑地をいう。

（2）公園管理人 地域の中心となって管理活動を行うものであり、公園周辺の自治会等が選出し、又は同意したものをいう。

（3）自治会 福井市行政嘱託員設置規則（昭和50年福井市規則第1号）第1条に規定する市長が認める区域において構成する団体又はこれに準ずるものをいう。

（補助の対象事業）

第3条 この要綱による補助の対象となる事業は、複数の自治会で構成される団体が行う公園管理のための刈払機等の整備（以下「福井市公園管理刈払機等購入補助事業」という。）とする。

（補助金の交付）

第4条 市長は、公園管理刈払機等購入補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において公園管理刈払機等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助対象経費等）

第5条 この要綱による補助金の対象となる経費、補助金の補助率及び上限額並びに補助の要件は、別表のとおりとする。

（交付の手続き及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、福井市公園管理刈払機等購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書

（2）構成員名簿

（3）収支予算書

（4）購入予定機械の見積書（付属品等内訳のわかるものを含む。）

（5）購入予定機械のカタログ又は写真

（6）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当

であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。
この場合において、市長は、必要に応じ条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、福井市公園管理刈払機等購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

4 市長は交付決定に付された条件を、必要に応じ、変更することができる。
（補助事業の変更）

第7条 前条第3項により通知を受けた交付申請者（以下「交付対象者」という。）は、交付に係る公園管理刈払機等購入補助事業の内容を変更する場合は、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添えて福井市公園管理刈払機等購入補助事業変更承認申請書（様式第3号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の変更の承認をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の変更の承認をしたときは、福井市公園管理刈払機等購入補助事業変更承認通知書（様式第4号）により、交付対象者に通知するものとする。

（事業の中止の届出）

第8条 交付対象者は、当該事業を中止しようとするときは、福井市公園管理刈払機等購入補助事業中止承認申請書（様式第5号）を市長に届け出て、市長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第9条 交付対象者は、事業を完了したときは、福井市公園管理刈払機等購入補助事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）納品書、請求書及び領収書又はこれらに代わるものの写し

（3）写真（購入機械を前後側の3面から撮影したもの）

（4）その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は別表の上限額のいずれか低い額とする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の額を確定したときは、福井市公園管理刈払機等購入補助金額確定通知書（様式第7号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた交付対象者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に福井市公園管理刈払機等購入補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

（譲渡の制限）

第12条 交付対象者は、補助事業の完了の年度の末日から起算して7年を経過する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）は、購入した刈払機等を譲渡し、交換し、又は廃棄することができないものとする。ただし、第6条第2項の規定により譲渡制限期間を別に定めた場合は、その期間によるものとする。

（関係図書の保存）

第13条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類（以下「関係図書等」という。）については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

2 交付対象者は、前項の期間中に関係図書等の提出を求められた場合は市長にこれを提出しなければならない。

（申請者等の変更）

第14条 交付対象者は、申請者等に変更があった場合は、ただちに申請者等に関する変更届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定の後、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）補助事業の目的に反したとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付対象者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（報告の徴収）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、交付対象者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 5 条及び第 1 0 条関係）

項 目	内 容
補 助 金	公園管理刈払機等購入補助金
対 象 と な る 経 費	複数自治会が公園等の除草作業に使用する刈払機等（草刈機又は芝刈機）の購入
補 助 率	2 分 の 1 以 内
上 限 額	5 万 円 ※1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。
補 助 要 件	① 申請者は複数自治会であること。 ② 対象となる公園等に公園管理人が設置されていること。 ③ 補助金の交付を受けた年度から起算して 5 年の間、公園等の除草を行うこと。

備考

対象となる経費の購入費は機械等本体価格とそれに係る消費税とし、保険料などの費用は含まない。